

令和 5 年 12 月 19 日

本部事務局人事部

地方独立行政法人神奈川県立病院機構組織規程の一部改正 新旧対照表（案）

新	旧	改正理由等
<p>第 1 条～第 6 条 （略）</p> <p>（本部に置く職）</p> <p>第 7 条 （略）</p> <p>2～7 （略）</p> <p>8 担当部長は、上司の命を受けて特定の職務分野に関する重要困難な事務を掌理する。</p> <p>9 （略）</p> <p>第 7 条の 2～第 7 条の 3 （略）</p>	<p>第 1 条～第 6 条 （略）</p> <p>（本部に置く職）</p> <p>第 7 条 （略）</p> <p>2～7 （略）</p> <p>8 担当部長は、上司の命を受けて特定の職務分野に関する重要困難な<u>特定</u>の事務を掌理する。</p> <p>9 （略）</p> <p>第 7 条の 2～第 7 条の 3 （略）</p>	<p>用語の見直し</p>
<p><u>第 7 条の 4 理事長は、特に理事長が指示する医療に関する事務を掌理させるため、医務監を置くことができる。</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>	<p>本部に置くことができる職として「医務監」を位置付ける。</p>
<p>第 8 条～第 14 条 （略）</p> <p>（病院における職）</p> <p>第 15 条～第 18 条 （略）</p> <p>第 18 条の 2 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第 1 項の担当部長は、上司の命を受けて特定の職務分野に関する重要困難な事務を掌理する。</p>	<p>第 8 条～第 14 条 （略）</p> <p>（病院における職）</p> <p>第 15 条～第 18 条 （略）</p> <p>第 18 条の 2 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第 1 項の担当部長は、上司の命を受けて特定の職務分野に関する重要困難な<u>特定</u>の事務を掌理する。</p>	<p>用語の見直し</p>

新	旧	改正理由等
<p><u>第18条の3 理事長は、必要と認めるときは、特定の病院に、局に置く局長のほかに担当局長を置くことができる。</u></p> <p><u>2 前項の担当局長は、上司の命を受けて特定の職務分野に関する特に重要困難な事務を掌理する。</u></p> <p><u>第18条の4 理事長は、必要と認めるときは、特定の病院に、医務監を置くことができる。</u></p> <p><u>2 前項の医務監は、総長等が指示する特に重要困難な事務を掌理する。</u></p> <p>第19条～第22条 (略)</p> <p>附 則 この規程は、令和6年1月1日から施行する。</p>	<p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>第19条～第22条 (略)</p>	<p>病院に置くことができる職として「担当局長」を位置付ける。</p> <p>病院に置くことができる職として「医務監」を位置付ける。</p>